

令和 6 年度
仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証結果報告書
(令和 5 年度事業)

令和 7 年 3 月
仙台市いじめ防止等対策検証会議

<目次>

I	今年度の検証について	1
II	検証結果報告	
1	令和5年度提案に関する対応状況の確認	2
	(1) 仙台市におけるいじめの状況について	
	(2) 市民向けの広報・啓発について	
	(3) いじめの防止に関する家庭等の理解促進について	
2	仙台市におけるいじめの状況について	4
3	令和6年度のいじめ防止等対策事業の検証	7
	(1) 児童生徒の育成につながる取り組みの重要性	
	(2) チーム学校	
	(3) いじめ対策担当教諭の役割	
	(4) その他今年度確認した取り組み	
III	会議の開催状況	13
IV	委員名簿	13

I 今年度の検証について

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、仙台市及び仙台市教育委員会が講ずるいじめ防止等の対策について検証し、検討を加えることにより、いじめ防止等の対策を効果的に推進するため、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年4月1日施行）に基づき設置されたものである。令和元年以降、様々な取り組みを客観的に検証した上で、改善に向けた方向性などについて検討を行い、その結果を市長に報告してきた。

今年度は、市及び教育委員会によるいじめ防止等の施策に関して、以下のとおり検証を進めた。

初めに、市及び教育委員会のいじめ防止等対策事業全般について意見交換を行った。その中で、「児童生徒の育成」につながる取り組みが大切であること、そのためには、いじめ対策の中核を担う「いじめ対策担当教諭」も含め、「学校の組織力」が果たす役割が重要であることなどの議論が交わされた。これらについて検証を深めるため、学校現場の取り組み状況等を把握する必要があることで全委員の意見が一致し、学校へのヒアリングを実施することとした。

地域や学校規模を考慮して選定した、小・中学校4校におけるヒアリングでは、学校現場で子どもたちがより良い人間関係を築けるよう、いじめ防止に特化した取り組みに限らず、日々の授業や道徳教育、特別活動など日常の教育活動を重視し、充実させていることが確認できた。また、教職員が十分に配置されていることで、一人一人の児童生徒に寄り添った対応ができ、結果としていじめの未然防止・早期発見につながっている事例や、いじめ対策担当教諭について学校側で様々な効果を実感していることなど、学校の取り組みを確認しながらさらに議論を進めた。

また、仙台市におけるいじめの状況について、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果からは、各学校がいじめを積極的に認知していること、文部科学省が示すいじめの定義に則り、教職員が児童生徒の困り感に丁寧に寄り添っていることを確認した。こうしたことは、「仙台市生活・学習状況調査」において、「いじめは、どんな理由があっても、いけないとだと思う。」と回答した児童生徒の割合が、すべての学年で95%を超えていることにもつながっているものと考える。

子どもたちが安心して学び、健やかに成長していくことができるよう、市や教育委員会は、引き続き家庭や地域をはじめ社会全体で子どもたちをいじめの被害者にも加害者にもさせないという意識の醸成を図り、いじめ防止等の施策の推進に努めてもらいたい。

II 検証結果報告

1 令和5年度提案に関する対応状況の確認

昨年度、当会議がまとめた「令和5年度仙台市のいじめ防止等対策に係る検証結果報告書」において、市及び教育委員会に提案を行った（1）仙台市におけるいじめの状況、（2）市民向けの広報・啓発、（3）いじめ防止に関する家庭等の理解促進について、令和6年度の対応状況を確認した。

市や教育委員会は、当会議の提案を改善の手がかりの一つとして検討し、対処していることを確認した。今後とも、児童生徒や保護者、地域の意見等の把握に努めるなど、成果や課題を整理しながら取り組みを推進していくことが必要である。

（1）仙台市におけるいじめの状況について

令和5年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none">仙台市のいじめの認知件数が他の政令指定都市と比較して多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることの表れであり、当会議として評価する。引き続き、いじめの疑いがあるものも含めて積極的な認知に努めること。教育委員会は、認知したいじめ事案について、迅速かつ適切な対応が行われているか、各学校からの年4回のいじめ事案報告等により引き続き確認し、学校に必要な支援を講じること。市及び教育委員会は、保護者や地域の人々がいじめの理解を深められるよう、広報・啓発に努めること。	<ul style="list-style-type: none">学校においては、引き続き疑いがあるものも含め、いじめの認知と早期対応に努めている。教育委員会においては、いじめ対策担当教諭研修やいじめ不登校対応支援チームによる学校訪問などの機会を通じて、積極的な認知に努めるよう、周知徹底している。いじめ事案が要因の欠席があった場合には、その日数にかかわらず、教育委員会に迅速に報告することを、各学校に周知徹底している。また、令和6年度からいじめ事案報告を年4回から毎月に変更し、教育委員会が学校に助言や支援を迅速に講じながら、いじめ事案の重大化防止に努めている。 <p>※広報・啓発についての対応状況は、以下（2）、（3）に記載</p>

(2) 市民向けの広報・啓発について

令和5年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体でいじめの防止に取り組む意識を持つことがいじめ対策に寄与し、重要であることから、いじめの定義や子どもへの関わり方などの理解が市民に広まるよう、仙台市は情報発信を強化していくこと。 ・情報の発信にあたっては、市民一人ひとりが当事者意識を持つことができるような工夫や、より効果的な手法について検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域や学校活動などで子どもたちと関わりを持つことは、子どもたちの健全育成はもとより、いじめ防止にも資するものであるということについて、いじめ防止等対策ポータルサイトやリーフレットのほか、イベント等の機会を捉えて啓発を図っている。 ・多くの市民が関心を持てるよう、今年度は、本市ゆかりの著名人や市民からのいじめ防止応援メッセージを募集し、広報に活用した。新たにWEB広告や市庁舎等のデジタルサイネージなどの媒体も活用するなど、広報強化を図った。

(3) いじめの防止に関する家庭等の理解促進について

令和5年度の当会議からの提案	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止や早期発見には、学校と保護者の連携が非常に重要である。教育委員会は、「学校・家庭・地域連携シート」の内容を工夫したり、活用方法のモデルを学校や家庭に示したりするなど、学校と保護者の連携促進のための支援を行うこと。 ・学校は、PTA総会や学年・学級懇談会等で保護者や地域の人々を対象として、いじめ防止には保護者の協力なくしては成り立たないことを理解してもらうよう、十分な発信・説明の機会を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校・家庭・地域連携シート」を改訂し、いじめの定義を周知するとともに、「いじめのサイン『発見シート』」で学校、家庭、地域がそれぞれの立場から子どものサインを見逃さないためのチェックポイントを示すなど、学校と保護者の連携促進を図った。 ・各学校においては、保護者や地域住民の理解が深まるよう、PTA総会や健全育成協議会等の機会に、学校のいじめの未然防止策やいじめ事案対応等について説明・意見交換を行う場を設けた。 ・保護者や地域住民との情報共有や連携の好事例について全市で共有を図るなど、引き続き保護者や地域の理解促進に向けた取り組みを進める。

2 仙台市におけるいじめの状況について

文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和6年10月31日公表）」の結果から、仙台市におけるいじめの認知件数の推移等について、以下のとおり確認した。

【仙台市におけるいじめの認知件数等の過去5年間の推移について】 ※第3回会議資料より

1 認知件数 (件)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	11,874	9,899	10,685	10,292	10,218
中学校	1,872	1,316	1,558	1,554	1,516
高・特*	21	16	28	25	9
全体	13,767	11,231	12,271	11,871	11,743
対前年度 増減率	-7.6%	-18.4%	9.3%	-3.3%	-1.1%

(参考) 全国 (件)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
中学校	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
高・特*	21,427	15,389	16,852	18,600	20,935
全体	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568
対前年度 増減率	12.0%	-15.6%	19.0%	10.8%	7.4%

*高校・特別支援学校

・令和5年度の校種別いじめ認知件数は、小学校が10,218件、中学校が1,516件、高等学校・特別支援学校が9件、計11,743件であり、前年度と比較し小・中・高・特別支援学校全ての校種で減少している。

※いじめの認知について、文部科学省は以下のとおり通知している。
「文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価している。」

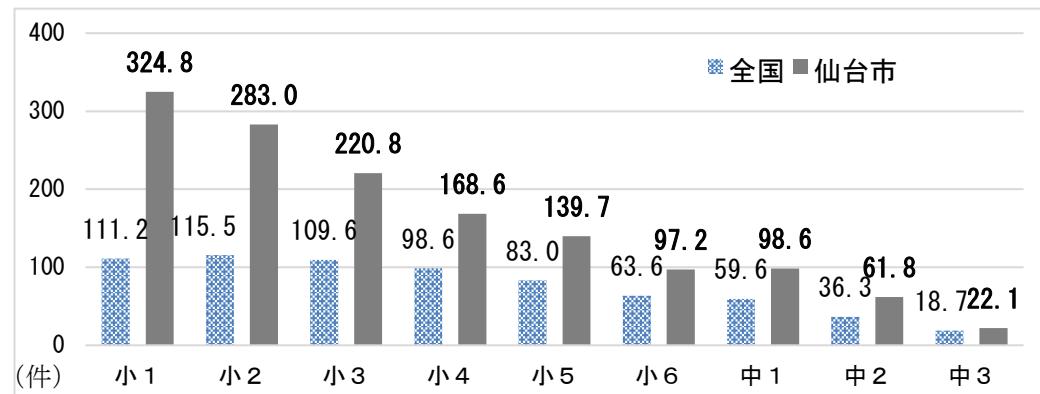
2 1,000人当たりの認知件数

①仙台市と全国（小・中・高・特別支援学校）

(件)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
仙台市	170.9	139.4	152.3	147.1	146.7
全国	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9

②学年別の件数



3 解消率

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	86.7%	81.8%	82.7%	78.8%	80.7%
中学校	82.4%	81.7%	82.5%	80.0%	77.8%
高・特	81.0%	100.0%	78.6%	92.0%	88.9%
全体	86.1%	81.9%	82.6%	78.9%	80.3%

(参考) 全国

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	83.6%	77.5%	80.4%	77.3%	77.8%
中学校	81.5%	76.9%	79.1%	76.1%	76.0%
高・特	82.9%	79.4%	80.0%	76.9%	77.7%
全体	83.2%	77.4%	80.1%	77.1%	77.5%

- 仙台市の1,000人当たりのいじめ認知件数は、全国と比較して高い数値となっている。各学校において、児童生徒が声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの積極的な認知に努めていることがその一因と考えられる。

- 本市の学年ごとの1,000人当たりのいじめ認知件数は、学年が上がるごとに減少している。特に、小学校低学年は、他者との関わりが未成熟であり、嫌な気持ちにさせたり、なったりすることも多いと考えられるが、こうしたケースも含め、学校が丁寧に対応し、児童生徒が自らの経験を踏まえ、いじめを再発させることのないよう、内省を深めながら成長しているものと捉えている。

- 本市のいじめの解消率は全国と比較して、全校種とも高い。

- 各学校において小さな事案も見逃さず丁寧に対応していることから、事案の拡大や深刻化を防ぎ、いじめ解消率も上がっているものと捉えている。

※解消している状態：いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）、その時点で被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【委員の意見】

- ・仙台市のいじめの認知件数が他の政令指定都市と比較して多いということは、教職員の目が児童生徒に行き届いているということの表れであり、正しく伝わるようにしなければいけない。
- ・他の市と仙台市の子どものいじめの認知件数がこれほど違うとは思えず、本市では認知したものすべてを件数に上げている一方で、他都市では何らか区別している状況なのではないか。
- ・文部科学省の認識※が、この資料を初めて見た人にもできる限り伝わるような工夫が必要である。

※4ページに記載のとおり

- ・子どもたちの成長過程において対人関係のトラブルが生じることは当然のことでもある。認知件数については、本市の推移状況を見ると、今後も同程度が続くのではないか。
- ・認知件数が減ると「いじめをする子が減ってきた」と捉える傾向にあるが、受け取る側の成長にも注目する必要がある。
- ・幼い時の心の傷が消える子もいれば残る子もいることなどから、解消率が高いからいいとは言いきれない。
- ・いじめが解消することは大事であるが、3か月という単位での解消率という数値にこだわる必要はないと思っており、子どもたちが安心して学校生活を送れることや、解消後の児童生徒間の人間関係が大切である。

【当会議からの提案】

- ・仙台市は、各学校において、不安や悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に努めており、当会議として評価する。
- 市及び教育委員会は、認知件数に関する文部科学省の認識や解消率の考え方等が分かりやすく伝わるような資料を作成するとともに、他都市の状況に係る情報収集や把握に努め、本市の取り組みに生かすこと。

3 令和6年度のいじめ防止等対策事業の検証

いじめ防止には、いじめ防止に特化した取り組みに加え、道徳や特別活動、児童生徒主体の取り組みなど、学校における日常の教育活動が重要である。これらの取り組みが子どもたちの育成につながっているか、どのような効果がみられるかといった視点で学校の事例を聴取し、実際の状況を把握した上で検証を進めることとした。

【学校ヒアリング実施概要】

○対 象：小学校2校、中学校2校の計4校（新田小学校、東四郎丸小学校、大沢中学校、加茂中学校）

○方 法：委員2名が各校を訪問し、校長、教頭、いじめ対策担当教諭等に聴取

○ヒアリングの主な観点、確認事項

（1）児童生徒の育成につながる取り組みの重要性

- ・児童生徒のいじめの未然防止、対応力等に係るスキルについて、どのように実態を把握しているか
また、その育成や改善をどのように図っているか（工夫している点があれば工夫点も）
- ・上記質問に関連する教員の指導力の向上に向けて、どのような取り組みを行っているか

（2）チーム学校

- ・学校としてどのようなねらいを持っていじめ対策の取り組みを行っているか（特に意識していることなど）
- ・どのようなときに学校いじめ防止等対策委員会を開催しているか
- ・学校いじめ防止等対策委員会における対応方針の検討方法について
- ・学校におけるいじめ防止の対応や取り組みに関して、保護者に周知するための工夫
- ・児童生徒間で対人関係のトラブルが多発している際の指導体制について
- ・学校だけでの対応が困難なケースについて、考えている対策や対応事例

（3）いじめ対策担当教諭の役割

- ・いじめ対策のねらいを実現するために、いじめ対策担当教諭を中心に、どのような取り組みを行っているか
(効果が見られる場合はどのような効果が見られるか)
- ・いじめ対策担当教諭の取り組みとして、今後力を入れていきたいものは何か。その理由について

(1) 児童生徒の育成につながる取り組みの重要性

【学校現場から】

- ・いじめ対策の一つは授業づくりだと考えており、授業を通して子どもたちの規範意識や強い心を養っていくことが必要である。
- ・教科の指導だけではなく、生徒の人間関係づくりができる授業を目指して実践している。
- ・ペア学年を設定し、年間を通して計画的に異学年交流を行っている。特別なイベントとしてではなく、日頃の取り組みが重要であり、児童の自己有用感、他者への思いやりの気持ちが高まり、全体的に子どもたちは穏やかになっていると感じている。
- ・生徒会執行部が中心となって、「周囲への感謝を生活班で発表し合う取り組み」を行っている。感謝を心掛けることで優しい気持ちを育て、感謝されることで自己肯定感を高めることができていると感じている。

【委員の意見】

- ・成長過程においては、いわゆるコミュニケーション力や他者理解、自己理解を深める日常の取り組みがいじめの未然防止に資するものである。授業や特別活動などの日頃の教育活動が重要であることが再確認できた。
- ・児童会や生徒会の取り組みにおいて、全児童生徒を巻き込むことが重要であり、子どもたち自身が考える取り組みを一層推進すると良い。
- ・全児童生徒が参加でき、教職員も児童生徒に丁寧に関わるなど、児童生徒にいじめについて真正面から考えさせるような取り組みが大切である。
- ・地域性に配慮した教育実践により、子どもの力が育ち、ひいてはいじめ防止にも寄与していると感じた。異学年交流活動は効果的な取り組みだと思われる。地域の特性や学校規模にもよるとは思うが、全市的に取り組むことは可能だろうか。

【当会議からの提案】

- ・学校は、教育活動全体を通していじめの未然防止を行っていく必要がある。そのため、学校は学校規模や地域性なども考慮し、児童生徒が主体的に考え、参加できる授業や児童会・生徒会の活動に取り組んでいくこと。

(2) チーム学校

【学校現場から】

(未然防止・早期発見)

- ・小学校では「心の健康観察※」の回答を受け、状態が心配な児童には担任が声を掛けて話を聞き、その中でいじめ事案を認知したり、コメント機能により、これまで見えていなかった子どもたちの様子に気付いたりすることがある。
※児童生徒は、1人1台端末を活用して、その日の心の状態に合ったアイコン（「はれ」「くもり」「あめ」「かみなり」）を登録し、教職員は、その結果を通して児童生徒の心や体調の変化を把握することで、早期発見、早期支援につなげるもの。
- ・生徒の表情や言動、学級の雰囲気の変化を見逃さないように、教職員は、休み時間など授業以外の時間帯も教室や廊下で生徒とコミュニケーションを取っている。こうした取り組みにより、早期の事案認知や対応につなげられている。
- ・学校いじめ防止等対策委員会は、各学年の生徒指導担当者の会や主任会など、事案が起きたときだけでなく定期的に開催している。メンバーはSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、若手教員、ベテラン教員など幅広い視点で話し合えるように構成している。

(対処)

- ・教職員により対応や意識に差が生じないように、年度の初日にいじめ対応に係る職員研修を行い、教頭から教職員に向けて、事案の対応方法や未然防止につながる指導、担任としての対応について説明するなど、教職員間で勉強する時間を設けている。
- ・教職員がいじめ事案を認知したとき、速やかに教頭やいじめ対策担当教諭に報告し、学校いじめ防止等対策委員会を開催している。対策委員会については早期対応を優先し、集まることができるメンバーで対応方針の検討を行っている。
- ・情報共有システムにより、教職員が生徒についての情報や対応の経過を共有している。一週間の出来事、聴き取りの概要、対応状況や経過、保護者連絡の内容などを全ての教職員が確認することができるようになっている。

(専門職との連携)

- ・SCについては現状、週1日の配置となっているが、相談予約が多いことから、もう少し勤務日が多い方が望ましい。
- ・SCは学校にとって貴重な戦力であり、教頭やいじめ対策担当教諭と情報共有を密に行っている。本校では、さわやか相談員の存在も大きく、遅れて登校する児童や教室外にいる児童など、一人一人に寄り添った対応をしてくれている。

【委員の意見】

(未然防止・早期発見)

- ・休み時間なども教職員が生徒の身近にいることは、「SOS を出してもいい」という教職員からのサインになるとともに、授業時以外の生徒の様子を知ることは、深い生徒理解にもつながるものと考える。
- ・ヒアリング校では、「心の健康観察」の活用により、心配な子どもたちを教頭が速やかに把握し、いじめ対策担当教諭や担任と共有して対応するなど、教職員が連携して効果的に使うことができていた。こうしたツールを活用した実証的な取り組みについての評価、検討を続けていただきたい。
- ・ICT を有効活用することも大事だが、特に若い教員は生徒を見る目を養う必要があることから、バランスを考慮するべきである。

(対処)

- ・校長と教頭が連携し、いじめ対策担当教諭と各学級担任が校長の考えをきちんと理解して対応できている印象を持った。どのようなことでも校長や教頭に相談することができる様子がうかがえ、教職員が不安を抱えることなく生き生きしているように感じた。
- ・校内の情報共有システムの活用については、教職員の負担軽減となっているのであれば推奨されるべきであり、教職員が情報共有を工夫して対応していることをもっとアピールしていいのではないか。

(専門職との連携)

- ・SC の活用は、学校による差があると思われ、教職員と SC との連携や情報共有のあり方について、教育委員会は各校の状況把握に努め、より効果的な活用方法を検討する必要もある。
- ・SC も校内の打合せなどに出席することで組織の一員という意識が生まれ、教職員と連携しやすくなるのではないか。
- ・さわやか相談員の活用効果はとても大きいと感じている。細かなところで子どもたちと関わっていただくことができている。深刻な事態になりそうだという場合は、専門職の役割が大きいと思うが、日常的な子どもたちとの関わりに関しては、さわやか相談員の活用がもう少し工夫されてもいいのではないか。
- ・SC と SSW の関わりについて、それぞれの立場からもう少し多く関わってもらえば、救われる子どもや家庭が多くなることは間違いないと感じている。

【当会議からの提案】

- ・学校においては、児童生徒の悩みや不安の早期発見や解決に向け、引き続き教職員が児童生徒との関わりを大切にするとともに、ICT 活用による心の変化の把握など、効果的な早期支援の取り組みについても検討すること。
- ・教育委員会は、各学校の SC やさわやか相談員の活用状況について引き続き把握し、活用例を示すなど、各学校が効果的に活用できるよう支援を行うこと。また、週 1 日の配置となっている SC について、学校規模や相談件数も踏まえ、勤務日の増加を検討すること。

(3) いじめ対策担当教諭の役割

【学校現場から】

- ・いじめ対策担当教諭としての役割の中心は、各教員に声掛けや記録の共有を行うほか、ケース会議や生徒指導のコーディネートを行うことである。担当教諭の配置がないと、学校のいじめ防止対策が十分に機能しない。
- ・月に一度の職員会議で、いじめ対策担当教諭の研修内容を共有したり、事例検討を行ったりしている。
- ・アンケート結果などから生徒全体を把握し、必要があれば生徒へ声掛けするよう担任に助言したり、職員会議での事例検討や研修内容の伝達をしたりと、フリーで動けるいじめ対策担当教諭の存在意義は大きい。担当教諭の対応が若手教員の学びとなり育成にもつながっている。
- ・事案発生時の保護者対応をはじめ、聴き取りの仕方、内省を深める指導などの具体をいじめ対策担当教諭が示し、教員全体の対応力の向上につなげている。

【委員の意見】

- ・校長、教頭、いじめ対策担当教諭の連携がうまく行われている学校では、教員が安心して働くことができていると感じた。
- ・いじめを認知した場合の学校いじめ防止等対策委員会の開催など、いじめ対策担当教諭によりいじめ対応体制が構築されている。校長・教頭・担当教諭の連携が核となり、好循環が生まれている。
- ・いじめ対策担当教諭の役割は負担が大きいことから、引き続き担当授業時数を一定時間内とするなど、業務の調整が必要だと感じた。
- ・教職員がチームとなって、困難や課題を抱える児童生徒の支援を行う学校の事例から、各学校にはより多くの人的配置が必要だと感じた。
- ・各学校におけるいじめ対策担当教諭の配置が、教職員の力量向上にも資するものとなっている。
- ・教職員が自分自身で他の教職員や子どもたち、地域や保護者から学び、力量を高められる仕組みがあり、校内に教職員が育つような仕組みがあるということが印象的だった。
- ・いじめ未然防止の取り組みについて、学校間で情報共有できるような、各校のいじめ対策担当教諭同士のネットワークが一層必要である。

【当会議からの提案】

- ・教育委員会は、研修等を通じていじめ対策担当教諭の資質向上を図るとともに、担当教諭の研修が各校での対応に生かされやすいものとなるように、引き続き研修内容の充実を図ること。
- ・教育委員会は、各学校のいじめ対策担当教諭の取り組みの把握に努め、好事例を各校に展開するとともに、担当教諭同士の情報共有が図られるよう支援を行うこと。

(4) その他今年度確認した取り組み

①地域との連携

学校と地域が良好な関係を築くことや、児童の第三の居場所である児童館との丁寧な連携が子どもたちの支援につながっているという事例を確認することができた。委員からは、「いじめ防止にもつながる校外連携の大切さに改めて気付かされた」という意見の一方で、「地域によっては世代交代が進み、支えてもらえることが難しくなっている点も視野に入れなければいけない。」との意見もあった。

学校と地域、児童館等との連携は、いじめの未然防止や対応に重要な役割を果たしており、当会議として引き続き注目をしていきたい。

②いじめの捉え

ヒアリングを通して、学校現場では、いじめ防止対策推進法に則っていじめを幅広く捉え、児童生徒の小さな困り感にも寄り添い、どのような事案でも、担任は丁寧にいじめ事案として保護者に連絡していることを確認した。こうした取り組みが全ての学校で行われ、本市のいじめ対策の全体的な底上げを継続していくことが重要である。一方で、このような対応が多くなることで、日常の業務を多忙化させ、本来必要な教育活動に注力することが難しくなる面もあるのではないかと危惧するところである。

また、委員からは、「いじめの定義に該当するものでも、『子どもたちの成長過程において起こりうることであり、嫌だと言えるのも大切であることから、丁寧に対応しつつも様子をみていくこうというケース』もあれば、『チームを組んできちんと対応していかなければならない重大なケース』もある。いじめ対策を効果的に推進することはもとより、子どもたちの成長の観点からも、法の定義のあり方などについて、国において検討がなされるよう、いじめ防止に力を入れている仙台市だからこそ問題提起をしてよいのではないか。」との意見もあがった。

III 会議の開催状況

第1回会議	令和6年 7月 4日（木）	○仙台市及び仙台市教育委員会による令和5年度いじめ防止等対策事業について ○今年度の検証の方法について
第2回会議	10月 15日（火）	○令和5年度実施のいじめ防止等対策事業の検証 ・子どもたちの育成につながる取り組みの重要性　・チーム学校 ・いじめ対策担当教諭の役割　・保護者への理解促進、地域との協働 ○ヒアリングにおける確認事項の整理
ヒアリングの実施	10月 28日（月） 10月 29日（火） 11月 5日（火） 11月 6日（水）	仙台市立加茂中学校 仙台市立東四郎丸小学校 仙台市立大沢中学校 仙台市立新田小学校
第3回会議	12月 6日（金）	○仙台市におけるいじめの状況について ○ヒアリング結果の報告、検証
第4回会議	令和7年 2月 5日（水）	○令和5年度報告における「当会議からの提案」への対応について ○報告書案の検討

IV 委員名簿

会長	氏家 靖浩	(仙台大学体育学部 教授)
副会長	本団 愛実	(宮城教育大学教職大学院 教授)
委員	西海枝 恵	(仙台市立東華中学校 校長)
委員	高橋 由臣	(仙台市P T A協議会 会長)
委員	村松 敦子	(弁護士)